

給与明細書の広告主を募集しています

函館市では、市の職員へ支給する給与等の支給明細書(裏面)に掲載する広告を募集しています。

〔募集要項〕

■ 広告枠について

広告媒体	職員の給与等支給明細書
広告期間	令和7年1月～令和7年12月（12ヶ月間）
発行枚数	71,800枚（職員の毎月の給与、賞与、児童手当、年末調整）
掲載面	給与等支給明細書の裏面
枠数	4枠
広告の色	白地に茶色1色
サイズ	1枠 8.5cm × 8.5cm

■ 申込方法について

広告掲載申込書および広告見本を総務部人事課へ郵送または直接提出してください。

提出書類	広告掲載申込書および広告見本
募集期間	令和6年10月1日(火)から令和6年10月31日(木) 午後5時30分まで 郵送による場合は10月31日の消印有効
申込枠数	4枠の申込みも可 ※続き枠としては使用できません。
掲載料	1枠 130,000円以上(税込)とすること
申し込み・問合せ先	〒040-8666 函館市東雲町4番13号 函館市総務部人事課給与担当(本庁舎6階) TEL: 0138-21-3664 E-mail: jijinji@city.hakodate.hokkaido.jp
関連規定	「函館市広告掲載要綱」「函館市広告掲載基準」 「函館市給与等支給明細書広告掲載取扱要領」 ※ 人事課のホームページでご確認ください (https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soshiki/jijinji/)

■ 掲載の可否について

審査方法	函館市総務部人事課で広告内容および掲載料を審査します。
可否通知	広告掲載(非掲載)決定通知書により11月上旬に通知します。
その他	応募多数等により掲載できない場合や複数枠を確保できない場合があります。

■ 掲載料の納入について

掲載決定通知書に同封の納入通知書により広告掲載料を納入していただきます。

■ 掲載できないもの

- ・法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- ・公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
- ・政治性のあるもの
- ・選挙に関するもの
- ・宗教性のあるもの
- ・意見広告
- ・個人または法人の名刺広告
- ・景観および風致を害するおそれがあるもの
- ・公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- ・市税を滞納している者の広告
- ・その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると別途定める基準により判断されるもの